

山形県公報

平成31年2月12日(火) 第3019号

毎週火・金曜日発行

目	次
\vdash	\mathcal{V}

_ <u> </u>							
告	-	示					
○県議会定例会の招集				(財	政	課)・	81
○生活保護法による指定医療機関の指定						課)·	82
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出・					同		…同
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出・					同) .	83
○生活保護法による指定医療機関の休止の届出・				(同) .	…同
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出・				(同) .	…同
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出・				(同) .	84
○生活保護法による指定施術機関の変更の届出・				(同) .	…同
○山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の-	一部を改正す	- る規程	…(農業経	営・担い	手支援	課)·	85
○山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の-	一部を改正す	- る規程	(同) .	…同
○都市計画の変更の案の縦覧				(都	市計画	課) ·	…同
○同				(同) .	86
		10 to					
教	対育委員会	関係					
	告 示						
○山形県教育委員会2月定例会の招集							…同
企	主業 局 関	係					
	告 示						
○県民ゴルフ場の利用料金							⊫
○泉氏コルノ場の利用科金							··· ¤]
公	<u>`</u>	告					
○大規模小売店舗の変更の届出			(商	業・県産	品振興	課)	87
○監査結果の公表							
──────────────────────────────────						- • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
山形県告示第64号							
山ル宗古小弟04亏 - 地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第 1	「頂の坦字に	ト 山	60字周0	な 亚 出 9 1	年9日	10 🗆 1	
	L 供い規止に	より、山形県語	3云 上 例 云	と 干灰31	十乙月	19日	山が几
に招集する。 							
平成31年2月12日		山形県知事	±	t.+	羊 兴	7	
		山形乐却事	吉	村 ———	美栄	十	

山形県告示第65号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成31年2月12日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
いとう内科クリニック	東根市神町北一丁目3番41号	平成30.10.1
耳鼻咽喉科たからだクリニック	鶴岡市茅原字草見鶴29番4	同 11. 1
宝 田 薬 局	鶴岡市茅原字草見鶴29番 4	同
芦 沢 医 院	新庄市若葉町15番地1号	同
うさみ調剤薬局	西村山郡河北町谷地字月山堂165番地7	田
なないろデンタルクリニック	寒河江市小沼町39番地の1	同 11.5
しんばしクリニック	酒田市新橋三丁目1番地38	同 12.1
共栄堂薬局しんばし店	酒田市新橋三丁目1番地37	同

山形県告示第66号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護 法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出が あった。

平成31年2月12日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地 訪問看護ステーション とるて 鶴岡市みどり町21番29号
- 2 変更の内容

指定医療機	 		
変 更 前	変 更 後	发 更 年 月 日	
鶴岡市大西町 5 番28号	鶴岡市みどり町21番29号	平成30.10.1	

山形県告示第67号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護 法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出が あった。

平成31年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

	指定	医医	療	機「	對	の :	名	称		指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日
な		ぎ		さ		薬		J	局	西田市寿町 6 番52号 平成28. 9. 5
結	þ	ţ	歯	1	斗	[:	医	Ī	院	山形市久保田三丁目7番28号平成30. 9.30
な	りさ	わ	胃腸	易科		内	科	医	院	東根市神町北一丁目3番41号 同
う	さ	J	, ,	調	剤	J	薬	J	局	西村山郡河北町谷地字月山堂165番地7 同 10.31
ア	_	チョ	問 斉	引 薬	局	5 浬	§	田丿	吉	酒田市本町三丁目 6 番35号 同 11.30

山形県告示第68号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護 法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出が あった。

平成31年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

	指	定	医	療	機	関	の	名	称		指	定	医	療	機	関	の	所	在	地	休止年月日
ア	_	チ	調	1 斉	1 }	菓 ,	局	酒	田	店	酒田市	i本町	三丁	1目 6	番3	5号					平成30.10.1

山形県告示第69号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成31年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地 訪問看護ステーション とるて 鶴岡市みどり町21番29号
- 2 変更の内容

指定介護機	変更年月日		
変 更 前	変 更 後	多	
鶴岡市大西町 5 番28号	鶴岡市みどり町21番29号	平成30.10.1	

山形県告示第70号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年2月12日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
	居宅療養管理指導		
クオール薬局あさひ町店	介護予防居宅療養	山形市あさひ町7番22号	平成30. 9.30
	管理指導		
	居宅療養管理指導		
クオール薬局城西店	介護予防居宅療養	山形市城西町五丁目3番4号	同
	管理指導		
	居宅療養管理指導		
クオール薬局桧町店	介護予防居宅療養	山形市桧町二丁目11番16号	同
	管理指導		
	居宅療養管理指導		
クオール薬局切添町店	介護予防居宅療養	鶴岡市切添町19番28号	同
	管理指導		
	居宅療養管理指導		
クオール薬局上山店	介護予防居宅療養	上山市八日町4番26号	同
	管理指導		
のびのびケア竹とんぼ	訪 問 介 護	東置賜郡高畠町入生田2068番地1	同 11. 1

山形県告示第71号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成31年2月12日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 届出をした指定施術機関の氏名並びに施術所の名称及び所在地

内田 将仁

北やまがた整骨院

山形市北山形一丁目2番19号 長谷川アパート

2 変更の内容

施術所	変更年月日		
変 更 前	変更後	发 火 十月日	
山形ふれあい整骨院	北やまがた整骨院	平成30.12. 1	

山形県告示第72号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。 第2条の表中「年0.60%」を「年0.70%」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成30年12月19日から適用する。
- 2 平成30年12月19日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第73号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程(昭和44年9月県告示第967号)の一部を次のように改正する。 第2条の表中「年0.60パーセント」を「年0.70パーセント」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成30年12月19日から適用する。
- 2 平成30年12月19日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第74号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成31年2月12日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 都市計画の種類

寒河江都市計画区域、河北都市計画区域、西川都市計画区域、朝日都市計画区域及び大江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期 間 平成31年2月12日から同月26日まで
 - (2)場 所 県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課並びに寒河江市役所、河北町役場、西川町役場、朝日町役場及び大江町役場
- 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第75号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成31年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画の種類

長井都市計画区域、小国都市計画区域及び白鷹都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期 間 平成31年2月12日から同月26日まで
 - (2)場 所 県土整備部都市計画課及び置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課並びに長井市役所、小国町役場及び白鷹町役場
- 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第4号

山形県教育委員会2月定例会を次のとおり招集した。

平成31年2月12日

山形 県 教 育 委 員 会 教 育 長 廣 瀬 渉

- 1 招集の日時 平成31年2月13日(水) 午後1時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目 8番1号 山形県庁舎教育委員室

3 議 題

- (1) 教職員の人事について
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

企業局関係

告 示

山形県企業告示第1号

県民ゴルフ場管理条例(平成10年3月県条例第35号)第9条第2項の規定により、県民ゴルフ場の利用料金を次のとおり承認した。

平成31年2月12日

山形県企業管理者 髙 橋 広 樹

1 利用料金

区)	金額	
コース使用料 (グリーンフィ)	平日	1人9ホールまで	1,120円
		1人18ホールまで	2,330円
		1人18ホールを超え9ホールまで	930円

	土曜日等	1人9ホールまで	2, 170円
		1人18ホールまで	4, 400円
		1人18ホールを超え9ホールまで	1,080円
乗用カート使用料		1人9ホールまで	1,340円
(カートフィ)		1人18ホールまで	1,730円
		1人18ホールを超え9ホールまで	1,050円

備考

- 1 「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、「平日」とは、それ以外の日をいう。
- 2 次に掲げる者が利用する場合のコース使用料の額は、この表の額に100分の80を乗じて得た額以内とする。ただし、「1人18ホールを超え9 ホールまで」の場合は除く。
 - (1) 年齢65歳以上の者
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者
- 3 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校若しくは高等学校の児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者が利用する場合のコース使用料の額は、1人9ホールまで860円、1人18ホールまで1,670円とする。
- 2 適用期間

平成31年2月12日から平成33年3月31日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び関係総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに関係市役 所において平成31年6月12日まで縦覧に供する。

平成31年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出の内容
 - (1) イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ヨークタウン成島 米沢市大字塩井字成島町北浦4外
 - ロ 変更した事項
 - (イ) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代表者の氏名			名
株式会社ョー	・クベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号		大	髙	善	興
三菱UFJリ	ース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号		白	石		正

(変更後)

名	称	住	所	代表者の氏名			名
株式会社ョー	クベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号		真	船	幸	夫
三菱UFJリー	ス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号		柳	井	隆	博

(p) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代	表者	の氏	名
株式会社ヨー	-クベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号		大	髙	善	興
株式会社	上ツ ル ハ	北海道札幌市東区北24条東二十丁目1	番21号	鶴	羽		樹
株式会社	大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番	14号	矢	野	博	丈

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名		名	
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	真	船	幸	夫
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北24条東二十丁目1番21号	鶴	羽		順
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢	野	靖	=

ハ 変更年月日

- (イ) ロの(イ)に掲げる事項
 - a 株式会社ヨークベニマルに係るもの 平成27年3月1日
 - b 三菱UFJリース株式会社に係るもの 平成29年6月29日
- (ロ) ロの(ロ)に掲げる事項
 - a 株式会社ヨークベニマルに係るもの 平成27年3月1日
 - b 株式会社ツルハに係るもの 平成26年8月7日
 - c 株式会社大創産業に係るもの 平成30年3月1日
- (2) イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウンアクロスプラザ新庄

新庄市五日町字清水川1305の5外

- ロ 変更した事項
 - (イ) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代表者の氏名			名
株式会社ヨー	クベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号		大	髙	善善	興
三菱UFJリー	ス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号		白	石		正

(変更後)

名	称	住	所	代表者の氏名		名	
株式会社ヨー	-クベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号		真	船	幸	夫
三菱UFJリ	ース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 5番1号		柳	井	隆	博

(p) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代	表者	の氏	名
株式会社ヨー	クベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号		大	髙	善	興
株式会社西松	屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1		大	村	禎	史
株式会社マツモ 日本販売	トキヨシ東	宮城県仙台市青葉区一番町三丁目6番	4号	岡	野	恵	_
株式会社	チョダ	東京都杉並区成田東四丁目39番8号		舟	橋	政	男
株式会社二	ユニクロ	山口県山口市佐山717番地1		柳	井		正
株式会社メカ	i ネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6		富	澤	昌	宏
未	定						

(変更後)

名称	住	代	表者	の氏	名
株式会社ヨークベニマノ	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	真	船	幸	夫
株式会社西松屋チェーン	· 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大	村	禎	史
株式会社マツモトキョシ! 日本販売	宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番24号	高	野	昌	司
株式会社チョク	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	舟	橋	浩	司
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山717番地1	柳	井		正
株式会社メガネトップ	プ 静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富	澤	昌	宏
未					

ハ 変更年月日

- (イ) ロの(イ)に掲げる事項
 - a 株式会社ヨークベニマルに係るもの 平成27年3月1日
 - b 三菱UFJリース株式会社に係るもの 平成29年6月29日
- (ロ) ロの(ロ)に掲げる事項

- a 株式会社ヨークベニマルに係るもの 平成27年3月1日
- b 株式会社マツモトキョシ東日本販売に係るもの
- (a) 代表者の氏名に係るもの 平成27年4月1日
- (b) 住所に係るもの 平成26年4月1日
- c 株式会社チョダに係るもの
 - (a) 代表者の氏名に係るもの 平成25年5月23日
- (b) 住所に係るもの 平成29年7月1日
- (3) イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン上山

上山市仙石字元糸目791番外

- ロ 変更した事項
 - (イ) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代表者の氏名			名
株式会社ヨー	-クベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号		大	髙	善善	興
株式会社や	マダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号		Щ	田		昇
三菱UFJリ	ース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号		白	石		正

(変更後)

名	称	住	所	代表者の氏名			名
株式会社ョー	クベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号		真	船	幸	夫
株式会社ヤ	マダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号		Щ	田		昇
三菱UFJリー	ース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号		柳	井	隆	博

(p) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名称	住所	代表者の氏名			名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	大	髙	善善	興
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	赤	尾	主	哉
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号	Щ	田		昇
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河	合	宏	光
株式会社昭栄	上山市十日町6番16号	Щ	ЛП	庸	久
株式会社チョダ	東京都杉並区成田東四丁目39番8号	舟	橋	浩	司

(変更後)

名称	住	所	代表者の氏			名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号		真	船	幸	夫
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1		才	津	達	郎
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号		Щ	田		昇
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地		河	合	映	治
株式会社エスト	上山市十日町6番16号		中	村	大	輔
株式会社チョダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号		舟	橋	浩	司
株式会社エイアンドシー	山形市西田五丁目26番1号		伊	藤	芳	明

ハ 変更年月日

- (イ) ロの(イ)に掲げる事項
 - a 株式会社ヨークベニマルに係るもの 平成27年3月1日
 - b 三菱UFJリース株式会社に係るもの 平成29年6月29日
- (ロ) ロの(ロ)に掲げる事項
 - a 株式会社ヨークベニマルに係るもの 平成27年3月1日
 - b 株式会社サンドラッグに係るもの 平成30年8月6日
 - c 株式会社セリアに係るもの 平成26年6月24日
 - d 株式会社エストに係るもの 平成29年6月1日
 - e 株式会社チョダに係るもの 平成29年7月1日
 - f 株式会社エイアンドシーに係るもの 平成29年6月1日
- (4) イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン老野森

天童市大字老野森404番2

- ロ 変更した事項
 - (イ) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代	表者	の氏	名
株式会社ョー	ークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号		大	髙	善善	興
三菱UFJリース株式会社		東京都千代田区丸の内一丁目5番1号		白	石		正

(変更後)

名	称	住	所	代	表者	の氏	名
株式会社ヨー	-クベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号		真	船	幸	夫
三菱UFJリ	ース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号		柳	井	隆	博

(p) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

名	称	住	所	代	表者	の氏』	名
株式会社ヨークベニ	マル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号		大	髙	善善	興
株式会社大創	産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番1	4号	矢	野	博	丈
株式会社サンドラ	ッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1		才	津	達	郎

(変更後)

名	称	住	所	代	表者	の氏症	名
株式会社ヨーク	ベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号		真	船	幸	夫
株式会社大	創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番	14号	矢	野	靖	=
株式会社サン	ドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1		才	津	達	郎

ハ 変更年月日

- (イ) ロの(イ)に掲げる事項
 - a 株式会社ヨークベニマルに係るもの 平成27年3月1日
 - b 三菱UFJリース株式会社に係るもの 平成29年6月29日
- (ロ) ロの(ロ)に掲げる事項
 - a 株式会社ヨークベニマルに係るもの 平成27年3月1日
 - b 株式会社大創産業に係るもの 平成30年3月1日
- 2 届出年月日

平成30年10月1日

3 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成31年6月12日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成31年1月に実施した平成30年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成31年2月12日

山形県監査委員	伊	藤	重	成
山形県監査委員	鈴	木		孝
山形県監査委員	武	田	_	夫
山形県監査委員	加	藤		香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関24箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担当監	査 委 員
左 沢 高 等 学 オ	交 平成31年1月10日	伊藤委員	武田委員
米 沢 工 業 高 等 学 ‡	交 平成31年1月10日	伊藤委員	武田委員
米 沢 商 業 高 等 学 ‡	交 平成31年1月10日	伊藤委員	武田委員
米 沢 養 護 学 オ	交 平成31年1月10日	伊藤委員	武田委員
やまなみ学「	图 平成31年1月10日	鈴木委員	加藤委員
工業技術センター置賜試験	場 平成31年1月10日	鈴木委員	加藤委員
荒 砥 高 等 学	交 平成31年1月10日	鈴木委員	加藤委員
神 室 少 年 自 然 の 🦠	家 平成31年1月17日	伊藤委員	武田委員
新 庄 北 高 等 学 ‡	交 平成31年1月17日	伊藤委員	武田委員
新庄神室産業高等学	交 平成31年1月17日	伊藤委員	武田委員
新 庄 警 察	署 平成31年1月17日	伊藤委員	武田委員
森林研究研修センタ、	- 平成31年1月17日	鈴木委員	加藤委員
村山教育事務,	平成31年1月17日	鈴木委員	加藤委員
山 辺 高 等 学 村	交 平成31年1月17日	鈴木委員	加藤委員
寒河江高等学	交 平成31年1月17日	鈴木委員	加藤委員
最上教育事務	平成31年1月18日	伊藤委員	武田委員
北村山高等学村	交 平成31年1月18日	伊藤委員	武田委員
環境科学研究センタ、	- 平成31年1月18日	武田委員	_
村山産業高等学村	交 平成31年1月18日	武田委員	_
福祉相談センタ、	- 平成31年1月18日	鈴木委員	加藤委員
図 書 f	窜 平成31年1月18日	鈴木委員	加藤委員
山 形 西 高 等 学 ‡	交 平成31年1月18日	鈴木委員	加藤委員
山 形 北 高 等 学 オ	交 平成31年1月18日	鈴木委員	加藤委員

山 形 工 業 高 等 学 校 平成31年1月18日 鈴木委員 加藤委員

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

- イ 最上教育事務所
 - (4) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 7件 合計129,954円

主な事例は以下のとおり

「最上の教育指導の重点」の印刷

検査日 平成29年4月7日 請求書受理日 平成29年12月13日 支払日 平成29年12月27日 支出額 58,000円

b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないもの 14件 合計132,872円

主な事例は以下のとおり

プリンタートナーカートリッジの購入

検査日平成29年8月8日請求書受理日平成29年11月16日支払日平成29年11月30日

支出額 5,508円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支 出

- (イ) 支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったものがある。(村山教育事務所)
- (p) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(山形工業高等学校)
- (n) 旅費の支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。(最上教育事務所、山形工業高等学校)

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成31年2月12日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
 - 山形県立新庄病院総合医療情報システムネットワーク更新等業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立新庄病院事務部医事経営相談課情報企画係 新庄市若葉町12番55号

電話番号0233(22)5525

- 3 落札者を決定した日 平成30年12月14日
- 4 落札者の名称及び所在地

株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号

5 落札金額 96,120,000円

6 7	特定調達契約の相手方を決定した手続 - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 平成30年11月2日	-般競争入札 第167条の6第1項の規定による公告を行った日

平成31年2月12日印刷発行所山形県庁平成31年2月12日発行発行人山形県

